

参加無料・要予約

# パートタイム・有期雇用労働法説明会

## ～神奈川県内の事業主のみなさまへ～

同一企業内における正規と非正規との不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるようにすることで、多様で柔軟な働き方を選択できるよう、「パートタイム労働法」は有期雇用労働者も法の対象に含み、「パートタイム・有期雇用労働法」に変わります。

パートタイム・有期雇用労働法は「同一労働同一賃金ガイドライン」と併せて、令和2年4月1日（中小企業は令和3年4月1日）から施行されます。

神奈川県労働局では、企業の人事労務担当者等を対象に、これらの法律の内容等について理解を深めていただくため、説明会を開催いたします。

【日時】

令和元年9月30日（月）  
（午後）14:00～16:55

※受付開始：13:30～

【場所】

ハローワーク藤沢 会議室  
（藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎）

【定員】

100人＜参加無料・要予約＞

※各社1名様までのお申込みで、定員に達し次第、締切りとさせていただきます。

【内容】

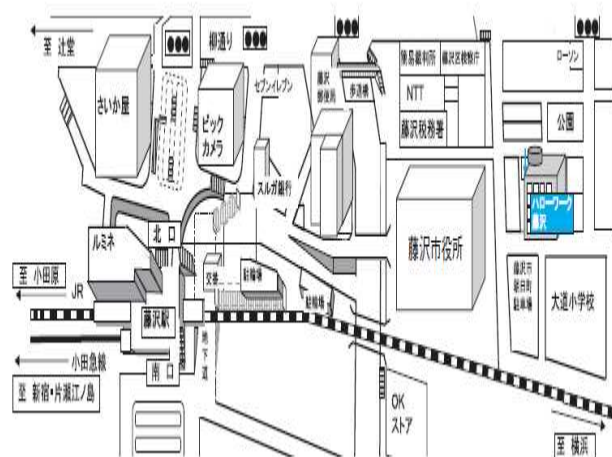
① 改正後のパートタイム・有期雇用労働法で求められる企業の対応について  
講師/神奈川県労働局 雇用環境・均等部 指導課

② 個別相談会 ※希望者（予約優先ですが、当日相談可能です。  
ただし、混雑状況によりお待ちいただく場合がございます。）  
担当/神奈川県働き方改革推進支援センター

【お問合せ先】

神奈川県労働局 雇用環境・均等部 指導課

☎ 045-211-7380



【お願い】

駐車場の台数に限りがあるため、可能な限り、公共交通機関を御利用ください。



～お申込みは裏面へ【要予約】～

